

○栗原市競争入札等参加心得

平成18年5月31日

告示第76号

改正 平成25年3月25日告示第43号

令和2年4月20日告示第152号

(題名改称)

栗原市建設工事等指名競争入札参加心得(平成17年栗原市告示第146号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 栗原市が発注する建設工事、建設関連業務(建設工事に関連する測量、設計、調査等の委託業務をいう。以下同じ。)、委託業務、物品調達等の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(以下「入札者」という。)は、栗原市財務規則(平成17年栗原市規則第38号)及び栗原市建設工事執行規則(平成17年栗原市規則第174号。以下「執行規則」という。)その他法令並びにこの告示を遵守しなければならない。

(令2告示152・一部改正)

(入札参加の失格)

第2条 執行規則第21条の規定により、入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札者等が、入札期日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当するとき(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)
- (2) 入札期日において、入札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において執行規則第6条第2項の規定により工事執行者(市長又はその委任を受けて工事に関する契約をし、執行する者をいう。以下同じ。)が定め公告した資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、入札者が指名競争入札の指名を取り消されているとき。
- (4) 入札期日において、入札者が栗原市から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしているとき。
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となっているとき。
- (7) 入札期日において、代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

- (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
 - (10) 入札者等が、一般競争入札の公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
 - (11) 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
 - (12) 入札者等が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等、入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - (13) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
 - (14) 入札執行者（市長又はその委任を受けて入札を執行する者をいう。以下同じ。）が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ア 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあると認めるとき。
 - イ 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあると認めるとき。
- （令2告示152・一部改正）

（入札保証金）

第3条 入札者等は、入札の前に、その見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は市に帰属する。

（令2告示152・一部改正）

（設計図書等の取扱等）

第4条 入札者等は、この告示、配布された仕様書及び図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案、添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

- 2 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知又は設計図書等（以下「入札公告等」という。）に定めるところにより質問をすることができる。
- 3 入札者等は、閲覧に供している設計図書等の貸出しを求めることができる。ただし、貸出しを受けた設計図書等は指定の期間内に返却しなければならない。
- 4 入札者等は、入札公告等により指定された場所で設計図書等を有料で複写することができる。
- 5 入札者等は、配布された設計図書等の取扱いについて入札公告等に指示がある場

合には、その指示に従わなければならない。

(令2告示152・一部改正)

(入札等)

第5条 入札期日において、代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に入札執行者に提出しなければならない。

2 入札書は、執行規則第19条に定める様式に入札者が記名及び押印したものを提出するものとする。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人が自らの氏名を記載し、押印しなければならない。

3 入札書に記載した事項を訂正するときは、訂正印を押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

4 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札書は、入札執行者が指示する時刻までに提出しなければならない。

6 入札者等は、入札書に使用する認印を持参しなければならない。

7 入札者等は、入札公告等により、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

8 前項に規定する工事費内訳書は、入札者等に返戻しない。

(令2告示152・一部改正)

(入札の辞退)

第6条 入札者等は、入札書提出前に限り、次の各号のいずれかの方法により入札を辞退することができるものとする。

(1) 入札執行前に、入札執行者に郵送（入札日の前日までに到着したものに限り。）又は直接持参し、入札辞退届（別記様式）を提出する。

(2) 入札執行中に、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。

2 1回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

3 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の競争入札において不利益な取扱いを受けることはない。

(令2告示152・一部改正)

(公正な入札の確保)

第7条 入札者等は、独禁法等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。

2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札者等と入札価格、入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者等は、指名の状況、入札参加意思等の適正な入札の執行に支障があるおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

(令2告示152・一部改正)

(入札の延期等)

第8条 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われぬおそれがあるとき若しくはあつたとき又は予定価格、設計図書等、入札参加条件等（以下「予定価格等」という。）に錯誤があつたと認められるとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。ただし、錯誤が入札又は開札後から契約締結前までに認められた場合であつて、落札者又は落札候補者の入札価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると入札執行者が認めるときは、この限りでない。

(令2告示152・一部改正)

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者等立会いのもとに行うものとする。

2 前項の場合において、入札者等がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない栗原市職員の立会いのもとに行うものとする。

(令2告示152・一部改正)

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第2条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。

(3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

ア 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

エ 入札の件名等の錯誤がある入札

オ 指定した期日に工事費内訳書の提出がない入札

カ 入札書と当該入札書を同封した封筒に記載された入札の件名が異なる入札

キ 入札書と異なる工事の工事費内訳書が提出された入札

(4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行つてした入札

2 調査基準価格（栗原市財務規則第99条第1項に規定する調査基準価格をいう。

以下同じ。）を下回る入札があつた場合及び入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札期日以降落札決定までの間に入札者が第2条各号のいずれかに該当したときは、入札参加資格がない者のした入札とみなす。

(令2告示152・一部改正)

(再度入札)

第11条 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 再度の入札の回数は、2回とする。

3 入札及び再度入札において落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約の折衝を行うことができる。

4 前3項までの入札及び見積書の徴収が不調の場合は、入札参加業者を全て入れ替えて、改めて入札を行うものとする。

(令2告示152・一部改正)

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 調査基準価格を設けた場合で当該調査基準価格を下回る入札があったときは、第1項の規定にかかわらず、落札を保留にして必要な調査を行い、政令第167条の10第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。

4 前項の規定に基づく調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)は、当該調査に誠実に応じなければならない。

5 調査対象者が第3項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。

6 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札者等が入札公告等又は入札執行者の指示に従い、必要な書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

7 落札となるべき価格の入札をした入札者等が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

8 前項の場合において、入札者等の中にくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない栗原市職員がくじを引くものとする。

9 落札決定後又は見積決定後、落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(令2告示152・一部改正)

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の契約保証金又は執行規則第28条に基づく契約保証金に代わる担保を納

付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金の納付又は担保の提出等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第14条 入札執行者が必要があると認めるときは、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(令2告示152・一部改正)

(契約)

第15条 落札者は、落札決定の翌日から7日以内に記名押印した契約書を入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。
- 3 落札決定後、契約締結前までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことができる。

(1) 落札者等が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(2) 落札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において同規則第6条第2項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が栗原市から指名停止を受けたとき。

(令2告示152・一部改正)

(労働福祉)

第16条 落札者は、契約締結後、10日以内に建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を工事執行者に提出するものとする。

(配置技術者の届出)

第17条 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名、所持する資格等を別に定める配置技術者届出書により入札公告等の指示に従い提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写しその他の書類を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る入札があったことにより落札が保留となったときは、落札者を決定するための調査対象者は、工事執行者又は入札執行者の指定する期日までに同項に規定する配置技術者届出書を提出しなければならない。

- 4 入札者等又は落札者が、入札公告等の指示に従い配置技術者届出書を提出しない

とき又は前項に規定する期限までに配置技術者届出書を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

- 5 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届出書を提出した入札者等のした入札は無効とする。
- 6 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、執行規則第26条第1項に規定する契約（以下「契約」という。）を締結したときは建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。

（令2告示152・一部改正）

（公正入札違約金）

第18条 契約を締結した後において、当該契約の相手方（以下「受注者」という。）は、その契約が執行規則第21条第1項第10号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、工事執行者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する金額を公正入札違約金として支払わなければならない。

- 2 前項の執行規則第21条第1項第10号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときとは、次のとおりとする。

- (1) 独禁法第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第6項に定める期間内に、当該排除措置命令についての審判を請求しなかったとき。
- (2) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審判に係る審決（当該排除措置命令の全部を取り消すものを除く。以下同じ。）について、独禁法第77条第1項に定める期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
- (3) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審判に係る審決について、独禁法第77条第1項の規定により提起した取消しの訴えに係る判決（当該審決の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

- 3 工事執行者は、第1項に規定する受注者からの公正入札違約金の支払に代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することができる。

（平25告示43・令2告示152・一部改正）

（仮契約）

第19条 予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年栗原市条例第57号）の規定により、市議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(令2告示152・一部改正)

(下請負の制限)

第20条 受注者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

4 受注者が落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、前項に規定する承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たない場合については、この限りでない。

5 受注者が受注者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負しようとするとき（他の者が受注者の受注工事の入札者であるときは前項の規定によるものとする。）は、第3項に規定する承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額の概ね5割に満たない場合については、この限りでない。

(平25告示43・令2告示152・一部改正)

(調査基準価格を下回る工事の点検等)

第21条 工事執行者は、工事が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、工事の適正な履行を確保するため、施工中及び工事完了時に必要な調査を行うことができる。この場合において、受注者は、次のとおり調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負人の協力を得て、栗原市が最終変更請負契約締結後に配布する工事費内訳書に精算額を記載し、工事完了時に監督職員に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出した工事費内訳書の内容について、監督職員のヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。

(平25告示43・令2告示152・一部改正)

(異議の申立て)

第22条 入札者等は、入札後、この告示、入札公告、指名通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(令2告示152・一部改正)

(随意契約に係る見積徴収に関する規定の準用)

第23条 前各条（第2条第2号、第8号及び第11号、第3条、第5条第7項及び

第8項、第10条第2項、第11条第3項、第12条第2項から第6項まで、第14条、第15条第3項第2号、第16条、第17条並びに第19条から第21条までを除く。)の規定は、随意契約に係る見積徴収について準用する。

(令2告示152・追加)

(適用除外)

第24条 建設関連業務、委託業務、物品調達等に係る入札又は随意契約に係る見積執行については、第12条第3項から第5項まで、第16条、第17条及び第19条から第21条までの規定は、適用しない。

(令2告示152・追加)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第43号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、施行の日以後に締結される契約から適用する。

附 則 (令和2年4月20日告示第152号)

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

入 札 辞 退 届

栗原市長 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

先に指名がありました下記の入札について、都合により辞退します。

記

1 番 号

2 名 称

3 場 所